

# 合併公告

2020年2月12日

株主及び債権者各位

東京都港区芝五丁目33番1号  
森永製菓株式会社  
代表取締役 太田 栄二郎

当社（以下、甲）は、2019年11月8日開催の取締役会において、2020年4月1日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社、森永甲府フーズ株式会社（住所：山梨県甲府市湯田二丁目12番18号。以下、乙）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしました。この合併により、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、甲は会社法第796条第2項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併することを決定しております。

また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

## 記

1. 会社法第796条第3項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に書面によりその旨をお申し出下さい。
2. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にその旨をお申し出下さい。
3. 甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙 官報

掲載の日付 2020年2月12日

掲載頁 58頁（号外第26号）

以上